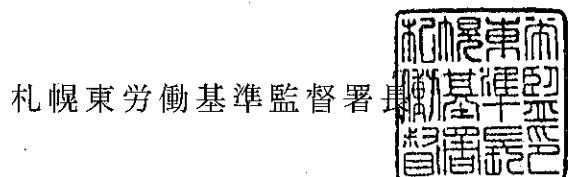
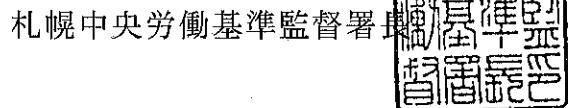


札幌中央基署発1205 第1号
札幌東基署発1205 第1号
令和5年12月5日

労働災害防止団体等各位



「北海道冬季ゼロ災運動」及び「STOP！転倒災害プロジェクト」の取組について

労働基準行政の推進につきましては、日頃より格別な御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

札幌両署管内における令和4年の冬季間（12月から3月まで）に発生した労働災害による死傷者数は2,297人と、同年における全産業の死傷者数6,823人の約3割を超えており、例年、同様の傾向となっています。

特に冬季の北海道においては、寒冷、降積雪等の気象条件が加わることから、路面凍結に起因する歩行中の転倒や交通事故、除雪作業における重機等との接触、屋根等からの墜落・転落、コンクリート養生や暖房のため使用する練炭コンロやジェットヒーターによる一酸化炭素中毒など、冬季特有の労働災害の発生が懸念されるため、別添資料のとおり、冬季における労働災害を大幅に減少させることを目標とした「北海道冬季ゼロ災運動」及び「STOP！転倒災害プロジェクト」（取組期間 令和5年12月1日から令和6年3月31日まで）を展開します。

つきましては、貴団体傘下の会員事業場に対する本運動の取組について、別添資料に基づく労働災害防止対策の徹底が図られますよう、周知方よろしく御願い申し上げます。

※ 別添の資料について、北海道労働局のホームページよりダウンロードすることができます。または、検索サイトにおいて本運動の名称を入力し検索してください。

（冬季災害）ホーム > 各種法令・制度・手続き > 安全衛生関係 > 安全関係 > 労働災害防止について > 冬季労働災害について

（転倒災害）ホーム > 各種法令・制度・手続き > 安全衛生関係 > 安全関係 > 労働災害防止について > 転倒災害防止について



冬の
✓

労働災害防止のためのお願い

14次防推進中！

厚生労働省北海道労働局労働基準部安全課



慌ただしい時こそ作業前の安全確認を徹底しましょう！



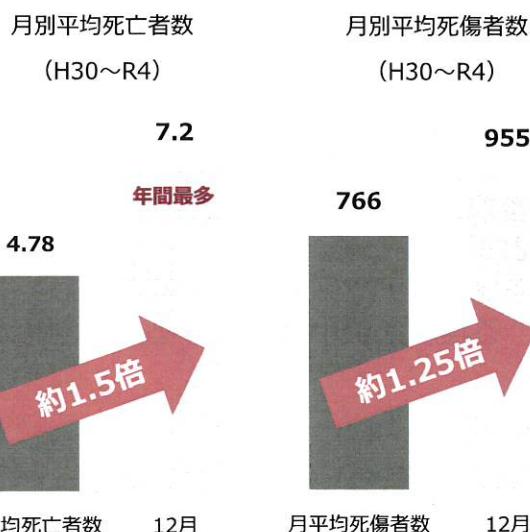
12月は労働災害多発月です！

冬季の北海道では、路面凍結等による転倒、スリップや吹雪等の視界不良による交通事故など冬季特有の労働災害が多く発生しています。

中でも12月は過去5年間の労働災害の月別平均発生件数では死亡災害が最も多く発生しているほか、死傷災害も年平均値の約1.25倍発生しています。

また、令和5年の死亡災害は昨年と比べて交通事故とはしご・脚立等からの墜落転落が増加しています。

何かと気忙しく、いつもと違う作業も発生する12月ですが、ケガをしない、させないためにも作業前の安全確認を徹底し、無災害で1年を締め括りましょう。



12月の3つの重点対策

転倒防止

- 敷地内の安全通路を定る
- 段差や凹凸等の改善
- 凍結しやすい箇所に融雪剤等の散布
- 滑りにくい靴の使用
- 屋内に入る場合の靴裏の雪の除去
- 車両への乗降の際は路面状況を確認
- 歩きスマホをしない



交通事故防止

- 路面状況・天候に合わせた速度
- 十分な車間距離の確保
- 早めブレーキを励行
- 早め出発を心がけ、時間に余裕を持つ
- 冬用タイヤが摩耗していないか確認
- 交通ヒヤリマップの作成と周知
- 交差点等の見通しの悪い場所では、徐行を心掛ける



脚立等からの墜落防止

- 脚立以外の安全な設備の使用を検討
- 天板に乗らない、天板をまたがない
- 踏さん上の作業では、天板や踏さんに脚や膝を軽く当てて身体を安定させる
- 保護帽を着用しあご紐を締める
- 平坦な場所で、4本の足を接地させ、安定を確認する
- 開き止め金具の使用
- 可能な限り一人作業をしない

やってはいけない！



天板に乗らない 身を乗り出さない 力を入れる作業をしない 物を持ったまま昇降しない 後ろ向きに降りない

進めていますか？新たな化学物質管理

厚生労働省北海道労働局労働基準部健康課



Q 新たな化学物質の管理が始まっていると聞きましたが、対応が必要でしょうか？

A 令和4年5月に公布された労働安全衛生法関係政省令の改正により、化学物質の製造・取扱いに関し、**事業場での「自律的な管理」**が必要とされています。

労働安全衛生法令で定める対象物質（以下「リスクアセスメント対象物」といいます。）が含有されている製品を取扱う（以下単に「使用」といいます。）場合にも対応が必要となります。

化学物質を含有する製品は多種多様であり、例えば、塗装、洗浄、接着・粘着、コーティング、表面処理などで使用する溶剤等の製品にも含まれている場合もあります。

事業場で購入した業務用製品を作業で使用する場合には、製品のラベル表示や販売元や製造元から安全データシート（SDS）入手し、リスクアセスメント対象物であるかを確認し、リスクアセスメント対象物であるときは、労働安全衛生法関係政省令で定める対策等を実施していただくこととなります。

このため、業種にかかわらず、作業において使用する製品に化学物質が含まれているか、含まれている場合にはリスクアセスメント対象物であるかを、まずは確認していただくことが必要です。

※リスクアセスメント対象物に該当しない場合でも、化学物質により労働者がばく露される程度を最小限度にするよう努めなければならないこととされています（努力義務）。

お役立ち情報



年末年始無災害運動について（中央労働災害防止協会HP）



冬季の労働災害防止について（北海道労働局HP）



転倒災害防止対策特集ページ（北海道労働局HP）



札幌発！冬みちを安全・快適に歩くための総合情報サイト
(WINTER LIFE PROMOTION CONFERENCE HP)



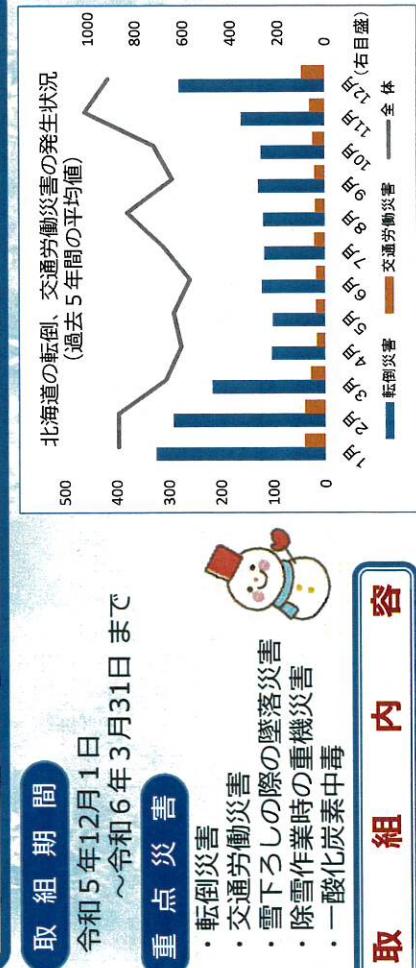
新たな化学物質規制について（北海道労働局HP）



北海道冬季ゼロ災害運動 ～冬季特有の労働災害を防止しよう～

冬季の北海道では、路面凍結等による転倒、自動車のスリップや吹雪等の視界不良による交通事故、除雪作業による一酸化炭素中毒などの冬季特有の労働災害が多く発生しています。

「北海道冬季ゼロ災害運動」は、これらの労働災害を防止するため、事業者と労働者が一丸となって取り組みを行う具体的な事項を提倡し、冬季ゼロ災の実現を目指すものです。労使が協力して「北海道冬季ゼロ災害運動」に取り組みましょう。



共通事項

取組内容

- 経営トップは冬季ゼロ災に向けた各種対策に積極的に取り組むこと。
- 冬季特有の要因を踏まえたリスクの見積りを行い、ハザードマップ等を作成するなどとともに、リスク低減措置を講じること。（リスクアセスメント）
また、作業開始前のKY（危険予知）活動、災害事例を取り入れた安全衛生教育を実施すること。
- 安全衛生管理体制を整備し、安全担当責任者自ら具体的な災害防止活動の管理を行ふこと。
- 気象情報を事前に把握し、これに応じた作業スケジュールを計画すること。
また、大雪、低温等の警報・注意報発令時の周知徹底及び落雪のおそれや悪天候時の作業中止基準を策定すること。
- 寒冷な作業環境下での長時間労働は避けるほか、屋外作業においては、日照時間が短いことを考慮した作業スケジュールを設定すること。
- 特に初めて北海道の冬を経験する者に対して、冬季用の靴の使用や雪道の歩き方（小さな歩幅で、靴の裏全体を着け、走らざり歩くこと）、自動車の冬道運転等の安全教育を行うこと。

転倒災害防止対策

- 敷地内の安全通路を定め、段差や凹凸、突起物、継ぎ目等のつまずく原因の改善及び除雪、凍結しやすい箇所における融雪剤や砂の散布、温風機、融雪マットの設置等による転倒防止措置を講じること。
- 滑りにくい靴を使用し屋内に入る場合は、靴裏に付着した靴裏の雪、水分の除去を徹底すること。
- 車両への乗降の際には、降車場所の路面状況を確認するとともに、手すり等を利用して降車すること。
- スマートフォンを見ながら歩いたり、ポケットに入れて歩かないこと。

雪下ろし作業対策及び除雪作業時の重機災害防止対策

- 作業開始前に雪下ろしする屋根の形状・材質及び軒先の雪庇の状況を確認し、その作業場所に適した安全な作業方法・作業手順を定め、親綱・ロリップ等を設置するなどともに、墜落制止用器具を使用すること。
- 気象情報を事前に把握し、気温が高く、雪が融けて滑りやすくなる場合には作業を中止する等の基準を策定すること。
- 屋根等の高所に昇降するためのはしごの使用については、上端及び脚部を固定する等の転位防止措置を講ずること。
- 屋根の雪下ろし場所周辺は、立入禁止区域を設定するとともに、関係労働者以外の立入禁止措置を講ずること。
- 重機を使用して除雪作業を行った際は、周囲の者が重機に接触する災害を防止するため、あらかじめ作業計画を作成し、作業範囲内への立入禁制を講じること。

交通労働災害防止対策

- 冬道を運転する場合は、路面状況（玉雪・アイスバーン）、天候（吹雪・濃霧等による視界不良）に合わせた速度で走行し、十分な車間距離の確保及び早めブレーキを执行し、危険を予測しながら運転するとともに、早め出発を心がけ、余裕をもった安全運転に努めること。
- 運転前に冬用タイヤ（スタッドレスタイヤ）の摩耗の有無について点検を行い、摩耗が認められた場合には、速やかに交換すること。
- 走行する道路状況について点検を行い、摩耗が認められた場合には、速やかに交換すること。
- 交通の危険場所等の情報を収集し、交通安全情報マップ（交通ヒヤリマップ）を作成し周知すること。
- 道路脇に雪が高く積み上げられている交差点等の見通しの悪い場所では、徐行を心掛けること。



一酸化炭素中毒防止対策

- 自然換気が不十分な屋内作業場等においては、内燃式発電機、コンプレッサー、ジェットヒーター等の内燃機関を有する機械を使用しないこと。
- やむを得ず屋内で内燃機関を有する機械を使用する場合は、関係者以外の立入禁止措置を講じ、関係者が立ち入る場合には十分な換気を行うとともに、立ち入り前に一酸化炭素濃度を測定し安全を確認してから立ち入ること。

● 転倒災害（事例）

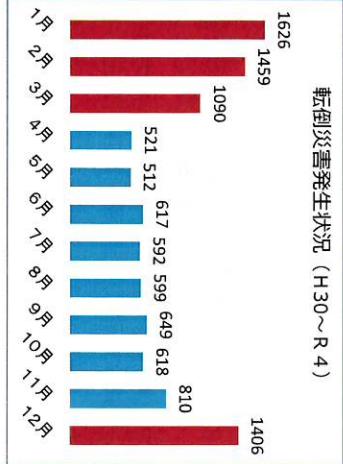
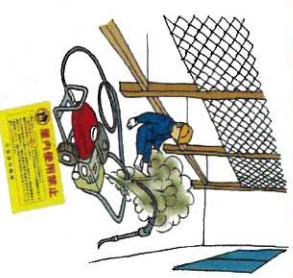
〈概要1〉 死亡災害 2月 午前8時発生
駐車場で車を降りた際に、凍結路面に足を滑らせ転倒し、後頭部を強打した。

〈防止対策〉

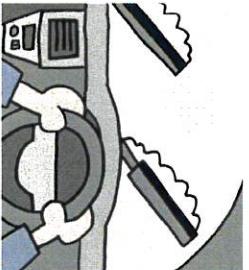
- 駐車場に滑り止めの砂をまくこと。
- 滑りにくい靴を選択使用すること。

こんな場所は要注意！

- 凍結路面
- 再凍結した場所
- 除雪機械等が通過した直後のつるつるの路面
- 交差点の手前（横断歩道）
- 薄っすらと雪が積もった道路
- 屋外階段



交通労働災害（事例）

- 死亡災害 1月午後3時発生
凍結路面でスリップして、対向車線にはみ出し、対向車線を走行中の乗用車に正面衝突した。
- 一酸化炭素災害（事例）
- 〈概要1〉 死亡災害 1月 午後零時発生
ガソリンエンジン式コンプレッサーを使用して室内の塗装業務を行っていた作業員が一酸化炭素中毒で倒れた。
- 〈防止対策〉
換気が不十分なところでエンジン式コンプレッサー（内燃機関を有する機械）を使用しないこと。
- 〈概要2〉 休業災害 3月 午後4時発生
室内でエンジン式高圧洗浄機を使用して排水管洗浄作業を行っていたところ、一酸化炭素中毒になつた。
- 〈防止対策〉
換気が不十分なところでエンジン式高圧洗浄機（内燃機関を有する機械）を使用しないこと。
- 

● 除雪作業に伴う災害（事例）

〈概要1〉 死亡災害 12月 午前10時発生
屋根の上に上がり雪落とし作業を行っていたところ、足元の雪が滑り出し、雪とともに地上に落下し雪に埋もれた。



〈防止対策〉
・墜落防止のために、墜落防止用器具を使用する等墜落防止措置を講ずること。
・気温が高く、雪が融けて滑りやすい場合には作業を中止

〈概要2〉 死亡災害 1月 午前8時発生
トラックの荷台に雪を積込むための準備作業をしていたところ、荷台上で作業していた労働者にドラグ・ショベルのバケットが接触した。

〈防止対策〉
ドラグ・ショベル等の重機の可動範囲に労働者を立ち入らせないこと。



『北海道冬季ゼロ災運動』実施要領

厚生労働省北海道労働局

冬季（12月から3月）の北海道では、路面凍結等による転倒、自動車のスリップや吹雪等の視界不良による交通事故、屋根の雪下ろし作業時の墜落や除雪作業時の重機との接触、屋内での内燃式発電機等の使用による一酸化炭素中毒などの冬季特有の労働災害が多く発生しています。

「北海道冬季ゼロ災運動」は、これらの労働災害を防止するため、事業者と労働者が一丸となって取り組みを行う具体的な事項を提唱し、冬季ゼロ災の実現を目指すものです。

労使が協力して「北海道冬季ゼロ災運動」に取り組みましょう。

取組期間： 令和5年12月1日から令和6年3月31日まで

主 唱 者： 北海道労働局、各労働基準監督署（支署）

実 施 者： 各事業者、労働者

重点災害： 転倒災害、交通労働災害、雪下ろしの際の墜落災害及び除雪作業時の重機災害、一酸化炭素中毒

1 共通事項

- (1) 経営トップは冬季ゼロ災に向けた各種対策に積極的に取り組むこと。
- (2) 冬季特有の要因を踏まえたリスクの見積りを行い、ハザードマップ等を作成するとともに、リスク低減措置を講ずること。（リスクアセスメント）
また、作業開始前のKY（危険予知）活動、災害事例を取り入れた安全衛生教育を実施すること。
- (3) 安全衛生管理体制を整備し、安全担当責任者自らが具体的な災害防止活動の管理を行うこと。
- (4) 気象情報を事前に把握し、これに応じた作業スケジュールを計画すること。
また、大雪、低温等の警報・注意報発令時の関係者への周知徹底及び落雪のおそれや悪天候時の作業中止基準を策定すること。
- (5) 寒冷な作業環境下での長時間労働は避けるほか、屋外作業においては、日照時間が短いことを考慮した作業スケジュールを設定すること。
- (6) 特に初めて北海道の冬を経験する者に対して、冬季用の靴の使用や雪道の歩き方（小さな歩幅で、靴の裏全体を着け、走らずゆっくり歩くこと）、自動車の冬道運転等の安全教育を行うこと。

2 転倒災害防止対策

- (1) 敷地内の安全通路を定め、段差や凹凸、突起物、継ぎ目等のつまずく原因の改善及び除雪、凍結しやすい箇所における融雪剤や砂の散布、温風機、融雪マットの設置等による転倒防止措置を講ずること。

- (2) 滑りにくい靴を使用し屋内に入る場合は、靴裏に付着した雪、水分の除去を徹底すること。
- (3) 車両への乗降の際には、降車場所の路面状況を確認するとともに、手すり等を利用して降車すること。
- (4) スマートフォンを見ながら歩いたり、ポケットに手を入れて歩かないこと。
- (5) 高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドラインを参考として取組を行うこと。

3 雪下ろし作業対策及び除雪作業時の重機災害防止対策

- (1) 作業開始前に雪下ろしする屋根の形状・材質及び軒先の雪庇の状況を確認し、その作業場所に適応した安全な作業方法・作業手順を定め、親綱・ロリップ等を設置するとともに、墜落制止用器具を使用すること。
- (2) 気象情報を事前に把握し、気温が高く、雪が融けて滑りやすくなる場合には作業を中止する等の基準を策定すること。
- (3) 屋根等の高所に昇降するためのはしごの使用については、上端及び脚部を固定する等の転位防止措置を講ずること。
- (4) 屋根の雪下ろし場所周辺は、立入禁止区域を設定するとともに、関係労働者以外の立入禁止措置を講ずること。
- (5) 重機を使用して除雪作業を行う際は、周囲の者が重機に接触する災害を防止するため、あらかじめ作業計画を作成し、作業範囲内への立入禁止措置を講ずること。

4 交通労働災害防止対策

- (1) 冬道を運転する場合は、路面状況（圧雪・アイスバーン）、天候（吹雪・濃霧等による視界不良）に合わせた速度で走行し、十分な車間距離の確保及び早めブレーキを励行し、危険を予測しながら運転するとともに、早め出発を心がけ、余裕をもった安全運転に努めること。
- (2) 運転前に冬用タイヤ（スタッドレスタイヤ）の摩耗の有無について点検を行い、摩耗が認められた場合には、速やかに交換すること。
- (3) 走行する道路状況について、交通事故・スリップの危険場所等の情報を収集し、交通安全情報マップ（交通ヒヤリマップ）を作成し周知すること。
- (4) 道路脇に雪が高く積み上げられている交差点等の見通しの悪い場所では、車両等を発見しづらいため、徐行を心掛けること。

5 一酸化炭素中毒防止対策

- (1) 自然換気が不十分な屋内作業場等においては、内燃式発電機、コンプレッサー、ジェットヒーター等の内燃機関を有する機械を使用しないこと。
- (2) やむを得ず屋内で内燃機関を有する機械を使用する場合は、関係者以外の立入禁止措置を講じ、関係者が立ち入る場合には十分な換気を行うとともに、立ち入り前に一酸化炭素濃度を測定し安全を確認してから立ち入ること。



3つの転倒予防

オットott

転倒による労働災害は最も多く、全体の約25%

転倒によるケガの 約6割 が 休業1か月以上 のケガです！！

① 作業場所の
整理整頓



② 作業場所の
清掃



③ 毎日の
運動



- ▶ 転倒灾害は、大きく3種類 に分けられます。
皆さまの職場にも似たような危険はありませんか？



滑り



つまずき



踏み外し

厚生労働省北海道労働局では「STOP！転倒災害プロジェクト」を推進しています。

あなたの職場は大丈夫？

転倒の危険をチェックしてみましょう！

チェック項目

1 通路、階段、出口に物を放置していませんか	<input type="checkbox"/>
2 床の水たまりや氷、油、粉類などは放置せず、その都度取り除いていますか	<input type="checkbox"/>
3 通路や階段を安全に移動できるように十分な明るさ(照度)が確保されていますか	<input type="checkbox"/>
4 靴は、すべりにくくちょうど良いサイズのものを選んでいますか	<input type="checkbox"/>
5 転倒しやすい場所の危険マップを作成し、周知していますか	<input type="checkbox"/>
6 段差のある箇所や滑りやすい場所などに、注意を促す標識をつけていますか	<input type="checkbox"/>
7 転倒災害防止のための安全な歩き方、作業方法の推進を図っていますか	<input type="checkbox"/>
8 ストレッチや転倒予防のための運動を取り入れていますか	<input type="checkbox"/>
9 転倒を予防するための教育を行っていますか	<input type="checkbox"/>

チェックの結果は、いかがでしたか？

問題のあったポイントが改善されれば、きっと作業効率も上がって働きやすい職場になります。どのように改善するか「安全委員会」などで、全員でアイディアを出し合いましょう！

＜転倒等リスク評価セルフチェック票はこちらから＞



STOP！転倒災害プロジェクト実施要綱

厚生労働省北海道労働局

1 趣旨

厚生労働省と労働災害防止団体は、平成27年1月から「STOP！転倒災害プロジェクト2015」を開始し、翌年1月からは「STOP！転倒災害プロジェクト」として拡大し、休業4日以上の死傷災害（以下「死傷災害」という。）の2割以上を占める転倒災害の防止を重点として継続的に取り組んできた。

しかしながら、北海道の転倒災害は、死傷災害の中で新型コロナウイルス感染症によるものを除き、最も件数が多く、5年連続で増加している。

第14次労働災害防止計画（当局版）における転倒災害対策では、アウトプット指標としてハード、ソフト両面からの対策に取り組む事業場の割合を2027年までに50%以上、アウトカム指標として年齢層別死傷年千人率を2027年までに男女ともその増加に歯止めをかける、平均休業見込日数を40日以下とすることを目指しているところである。こうした状況を踏まえ、当局では、転倒災害の防止に関する意識啓発を図り、職場における転倒リスクの総点検と、必要な対策の実施により、職場の安全意識を高め、安心して働く職場環境を実現することを目的とするため、新たに「STOP！転倒災害プロジェクト」を実施するものである。

また、プロジェクトの実効を上げるため、全国安全週間の準備月間である6月及び、転倒災害が多発する12月から翌年3月まで実施する「北海道冬季ゼロ災運動」期間を重点取組期間とし、基本的な転倒災害防止対策の確認と徹底を行うとともに、本格的降雪前に準備期間を設ける。

2 主唱者

北海道労働局、中央労働災害防止協会（北海道安全衛生サービスセンター）公益社団法人北海道労働基準協会連合会、建設業労働災害防止協会北海道支部、陸上貨物運送事業労働災害防止協会北海道支部、港湾貨物運送事業労働災害防止協会北海道総支部、林業・木材製造業労働災害防止協会北海道支部

3 実施者

各事業場

4 主唱者の実施事項

転倒災害は全ての業種に共通する課題であるが、その防止に当たっては設備的な改善とともに、労働者自身が安全意識を高め、労働災害防止活動に積極的に参加することが不可欠である。このため、事業者に対し「転倒災害は労働災害であること」の理解を促すとともに、労使が一体となって、職場の安全意識が醸成・浸透されるよう意識啓発を図り、北海道労働局と各労働災害防止団体がそれぞれ自らの強みを生かして、以下の対策を展開する。

（1）北海道労働局、労働基準監督署（支署）の実施事項

- ア 視聴覚教材を含む転倒災害防止に係る周知啓発資料等の作成、配布
- イ ポータルサイトによる転倒災害防止対策に有効な情報等の周知
- ウ 本プロジェクトを効果的に推進するための第三次産業をはじめとする各種団体等への協力要請
- エ 小売業及び介護施設のSAFE協議会における周知・指導
- オ 大規模ショッピングセンター等の施設管理者を通じた周知・指導
- カ 各種集団指導、個別指導等の機会を捉えた周知・指導

- キ 「STOP！転倒災害プロジェクト」（北海道労働局版）パンフレットにあるチェックリストを活用した事業場（特に第三次産業）への指導
- ク 「北海道冬季ゼロ災運動」の周知啓発

（2）各労働災害防止団体の実施事項

- ア 会員事業場等への周知啓発
- イ 事業場の転倒災害防止対策への指導援助
- ウ 転倒災害防止対策に資するセミナー等の開催、教育支援
- エ 転倒災害防止対策に資するテキスト、周知啓発資料等の提供
- オ 転倒災害の防止に有益な保護具等の普及促進

5 実施者の実施事項

（1）重点取組期間及び準備期間に実施する事項

- ア 重点取組期間（6月・12月から翌年3月）の実施事項
 - （ア）安全管理者や安全衛生推進者が参画する場（安全委員会等）における転倒災害防止に係る現状と対策の調査審議
 - （イ）「STOP！転倒災害プロジェクト」（北海道労働局版）パンフレットにあるチェックリストを活用した安全委員会等による職場巡視、職場環境の改善や労働者の意識啓発、職場巡視等により、転倒災害防止対策の実施（定着）状況の確認
 - （ウ）12月1日から翌年3月31日まで実施する「北海道冬季ゼロ災運動」の取組事項の順守及び徹底
- イ 準備期間（本格的降雪前）の実施事項
 - （ア）労働者に対する積雪、凍結等の気象状況における注意喚起
 - （イ）積雪、凍結時に転倒のおそれのある箇所の事前確認

（2）一般的な転倒災害防止対策

＜設備・作業環境等＞

- ア 作業通路における段差や凹凸、突起物、継ぎ目等の解消
- イ 4S（整理、整頓、清掃、清潔）の徹底による床面の水濡れ、油汚れ等のほか台車等の障害物の除去
- ウ 照度の確保、手すりや滑り止めの設置
- エ 危険箇所の表示等の「危険の見える化」の推進

＜作業行動等＞

- ア 決められた安全な通路の通行
- イ 作業内容に適した防滑靴やプロテクター等の着用の推進
- ウ 転倒災害防止のための安全な歩き方、作業方法の推進
- エ 労働者の高齢化に伴う身体機能の低下への対応
 - （高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドラインの「転倒等リスク評価セルフチェック票」の活用）
- オ 骨粗しょう症対策（中高齢者の女性労働者）

＜安全衛生教育等＞

- ア 視聴覚教材等を活用し、転倒災害及び防止対策の繰り返しの注意喚起
- イ 転倒予防体操の励行

＜点検・管理等＞

- ア 事業場内の高年齢労働者（特に女性）が就業する箇所を確認し、上記事項の重点的な実施
- イ 定期的な職場点検、巡視の実施
- ウ （必要に応じて）設備管理者への危険箇所の改善の要請